

令和8年度狛江市防犯機器等購入緊急補助金のご案内

狛江市内の住宅において防犯対策を実施する方に対し、市が経費の一部を補助します。

補助対象となる防犯対策

令和8年4月1日以降に購入し、狛江市内の住宅において実施した下記の防犯対策を対象とします。

(1) 防犯カメラの設置

防犯カメラの設置については、次に掲げる事項を満たすもの

ア 設置場所が住宅の敷地内であること

イ 撮影範囲が原則住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること

(2) 防犯フィルムの取付

(3) 人感センサーライトの設置

(4) モニター付きインターホンの取付

(5) 防犯性の高い錠、補助錠の取付

(6) センサーアラームの取付

(7) その他市長が必要と認める住宅設備の設置

補助金の額

補助割合	上限
実支出額の4分の3	1万5千円

※1,000円未満の端数がある場合は切捨て

※複数の設備を合わせて申請することもできます。補助額の上限は変わりません。

申請にあたっての注意事項

- ・申請は1つの世帯につき1回を限度とします。
- ・令和7年度狛江市防犯機器等購入緊急補助金の交付を受けた方は対象外です。
- ・ポイント支払いは対象経費外です。
- ・郵送料は対象経費外です。

対象者

市内の住宅に居住する市民とする。

ただし、次に該当する方は除きます。

(1)市税を滞納している方

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員

申請方法

「必要書類を安心安全課窓口へ提出」または「電子申請※1」

必要書類	備考
1 申請書 狛江市防犯機器等購入緊急補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）	市HPからダウンロード または、安心安全課窓口で配布
2 補助対象事業の領収書	宛名（宛名がない場合は原本を提出※2）、施工日または購入日、領収金額、領収年月日、販売店等の名称、住所等が記載されているもの
3 工事や購入物の内容が記載された書類	左記事項が領収書に記載されている場合は不要です。
4 補助金申請書類等確認シート	市HPからダウンロード または、安心安全課窓口で配布

※電子申請の注意事項

※1 添付データは pdf 形式または jpeg 形式に対応しています。

※2 電子申請の場合は、宛名がない領収書（レシート）は使用できません。窓口での申請をお願いします。

その他

予算の範囲内で行うため、年度途中で当該補助事業の募集を停止する場合があります。



市ホームページ

書類のダウンロードはこちら



電子申請はこちらから

(LoGo フォーム)

お問い合わせ

狛江市 安心安全課 防災防犯係

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話：03-3430-1190

Email：bousaikk01@city.komae.lg.jp